

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置期間中(令和2年4月20日～5月6日まで)による休業および夜間営業(20時から翌朝5時)の自粛に全面協力いただける中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)に対して、県・市町が協調して協力金(1事業者あたり50万円)が交付されます。

対象となる事業者が休業・夜間営業の自粛を行った場合、令和2年4月27日～5月22日までの間に郵送にて申請を行ってください。なお、WEBおよび持参による申請はできません。

●受付期間

令和2年4月27日(月)～5月22日(金)※**必着**

●申請に必要な書類(下記よりダウンロードしてください)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000160.htm>

※ダウンロードできない方は商工会の窓口にお越しください

●提出に必要な書類

1. 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金申請書(様式1)
2. 新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業又は時間短縮報告書(様式2)
3. 誓約書(様式3)
4. 営業活動を行っていることがわかる書類(直近の確定申告書等)
5. 営業活動を行っている実態がわかる書類
(事業所の外観および内観の写真+月末締め帳簿など緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料)
6. 本人確認書類
法人:法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類
個人:運転免許証、パスポート、保険証等の書類
7. 業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類
(飲食店営業許可、酒類販売業許可、等各種営業許可書)
8. 休業等の状況がわかる書類
(休業および営業時間短縮を告知するチラシやHPの画面等)
9. 支払金口座振替依頼書(様式4)
10. 通帳のコピー

宛先:〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 申請受付係あて

※封筒の裏面に申請者会社名・住所・氏名を記載してください

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください

ご不明な点がございましたら、【新型コロナウイルス感染症拡大阻止に係る休業要請相談窓口】へご相談ください。

TEL:059-224-2335

受付時間:9時から17時(土曜・日曜・祝日を含む)

開設期間:4月20日(月)～5月22日(金)

参考資料

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の申請内容のご案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000160.htm>

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金のご案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886521.pdf>

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の支給対象の施設例(4月23日時点)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000160.htm>